

最上町農観商工ビジネスチャンス支援交付金のご案内

町内に事業所を有する事業者が、多様な発想に基づき、地域資源の効果的な活用による産業振興に向けて実践する事業や、町の特産品となりうる商品開発や改良を行い、町の魅力と話題を提供し、観光と交流の活性化へつなげるため、補助金を交付します。

1 補助対象者【(1)～(3)のすべてに該当すること】

- (1) 町内に住所を有する者、町内に事業所を有する個人若しくは法人又は町内に住所を有する者により組織する団体であり、事業を継続して行うことができると認められること。
- (2) 最上町暴力団排除条例に定める暴力団に関係しない者であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

2 補助対象事業

- (1) 農観商工連携を基軸とする新たなビジネスの創出および発展に関する事業
- (2) 特産品を新たに開発又は、既存の商品を改良し、特産品として商品化する事業

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 3/4以内
- (2) 補助上限額 : 補助対象事業(1)ビジネスの創出に関する事業 80万円
補助対象事業(2)商品開発に関する事業 40万円

※消費税相当額は補助対象外となります。また、補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

- (3) 補助対象経費 : ①広告宣伝費等 ②リース料 ③開発費 ④備品消耗品費
⑤委託・外注費

- ・社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの

対象外経費 人件費、交際費及び食糧費、施設維持に係る経常経費（光熱水費、家賃等）、パソコンやプリンター等、汎用性のある備品

4 補助事業実施期間

補助事業実施期間 : 補助金交付決定の日から令和6年2月29日（木）まで

5 申請手続き

- (1) 町ホームページから申請書をダウンロードし、応募要領をご確認の上、必要書類を下記まで提出してください。（ダウンロードできない場合は、産業振興センターにて配布いたします。）
- (2) 提出先 産業振興センター商工観光室 Tel0233-43-2340
郵送の場合は下記まで送付願います。※申請受付期限必着
〒999-6101 最上町大字向町581 最上町産業振興センター商工観光室

(3) 提出書類【1部】

- ① 最上町農観商工ビジネスチャンス支援交付金交付申請書（様式第1号）
- ② 最上町農観商工ビジネスチャンス支援交付金事業計画書（様式第2号）
- ③ 最上町農観商工ビジネスチャンス支援交付金事業経費内訳書（様式第3号）
- ④ 補助対象経費がわかる資料の写し（カタログ、見積書）

(3) 事業スケジュール

	実施時期
申請受付	令和5年5月29日（月）～6月30日（金）
プレゼン審査	7月上旬（申請者に連絡）
交付決定	7月中旬
実績報告期限	令和6年3月15日（金）

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

プレゼンテーションによる審査を行います。申請書類の事業計画を基に説明頂き、その後、審査委員による質疑を行います。審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

(2) 結果の通知

認定の場合は、補助金交付決定通知書により通知します。

7 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

8 お問い合わせ先

最上町産業振興センター商工観光室 TEL0233-43-2340

最上町産業振興センター公式LINE

事業者向けの各種補助事業やセミナー、研修会

などをタイムリーに掲載していきます！

ぜひ右のQRコードから友だち追加してください！

